

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
当日の翌日
がとる)

目次

- ◇ 告 示 計量器の定期検査の実施
- 飼料の試験の結果の概要
- 解除予定の保安林
- 土地区画整理事業の認可
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)

告 示

鳥取県告示第百八十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定に基づき、岩美郡、気高郡、東伯郡及び日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十二年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間

実 施 場 所

昭和五十二年四月十八日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十三年三月三十一日まで

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日

実 施 時 間

実 施 区 域

実 施 場 所

四月 十八日

午前十時から
正午まで

国府町

国府町農業協同組合
中河原支所

十九日

午後一時から
午後三時まで

岩美町

岩美町岩井消防屯署
岩美町農業協同組合
小田支所

二十日

午前十時から
午後三時まで

福部村

福部村役場
岩美町役場

二十一日

午前十時から
午後三時まで

気高町

山東農業協同組合

二十五日

午前十時から
午後三時まで

鹿野町

鹿野小学校

二十六日

午前十時から
午後三時まで

青谷町

青谷町役場

二十七日

午前十時から
午後三時まで

北条町

北条町農業協同組合
中北条農業協同組合

五月 九日

午後一時から
午後三時まで

北条町

北条町農業協同組合
中北条農業協同組合

神戸市 近畿くみあい飼料株式会社	製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の名称	製造 (輸入)月	試験 成分に関する 事項	結果の 安全性に関する 事項	概要 その他特記する 事項	備考	十日	午前十時から 午後三時まで	大栄町	大栄町立中央公民館	午後二時から 午後四時まで	日南町役場	日南町役場
									十一日	午前十一時から 午後一時まで	東伯町	東伯町役場	午後十時から 正午まで	日野町	黒坂小学校
									十二日	午後九時から 午後十一時まで	赤碓町	赤碓町役場	午後一時から 午後三時まで	日野町山林開発 センター	倉庫
									十八日	午後二時から 午後四時まで	日南町	日南町公民館山上支館	午後十時から 午後三時まで	江府町	江府町農業協同組合 倉庫
									十九日	午後一時から 午後三時まで	阿毘津支館	阿毘津支館	午後三時から 午後五時まで	溝口町	溝口町中央公民館
									二十日	午後九時から 午後十一時まで	多里支館	多里支館			
										午後三時から 午後五時まで	大宮支館	大宮支館			
										午後九時から 午後十一時まで	石見支館	石見支館			
										午後一時三十分まで	福栄支館	福栄支館			

鳥取県告示第百八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十一年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

"	"	くみあい配合飼料 モーレット	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 ニューキングビーフ後期	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 ピダゴールフェグストラ	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 乳牛用1号	51.10	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 肉牛用	51.11	"	—	—	
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 大雛用1号	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい標準配合飼料 幼雛用1号	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 ピダエースC	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 種豚用ハイブリッド	51.11	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 成鶏用18特号マツシユ	51.11	"	—	—	

くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュユ17	51.11	〃	〃	〃	〃
-----------------------------	-------	---	---	---	---

注 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄中「不足」及び「過剰」は、表示量に対する過不足を示す。

鳥取県告示第百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字大谷字瓢箪山七一九の一、七二七の四、七一九の六
（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、雲山南土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の住所及び名称
鳥取市行徳は一〇三番地
鳥取市農協開発株式会社
代表取締役 加藤 重 蔵
鳥取市行徳は一六〇番地
明徳産業有限公司
取締役社長 中尾 信太郎
- 二 事業施行期間
昭和五十二年三月十八日から昭和五十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区

鳥取市雲山字川上、字捨井、字横屋田及び字細田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

雲山南土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

六 施行認可の年月日

昭和五十二年三月十四日

七 事業年度

昭和五十一年度及び昭和五十二年度

八 公告の方法

鳥取市農協開発株式会社の掲示板に掲示する。

鳥取県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

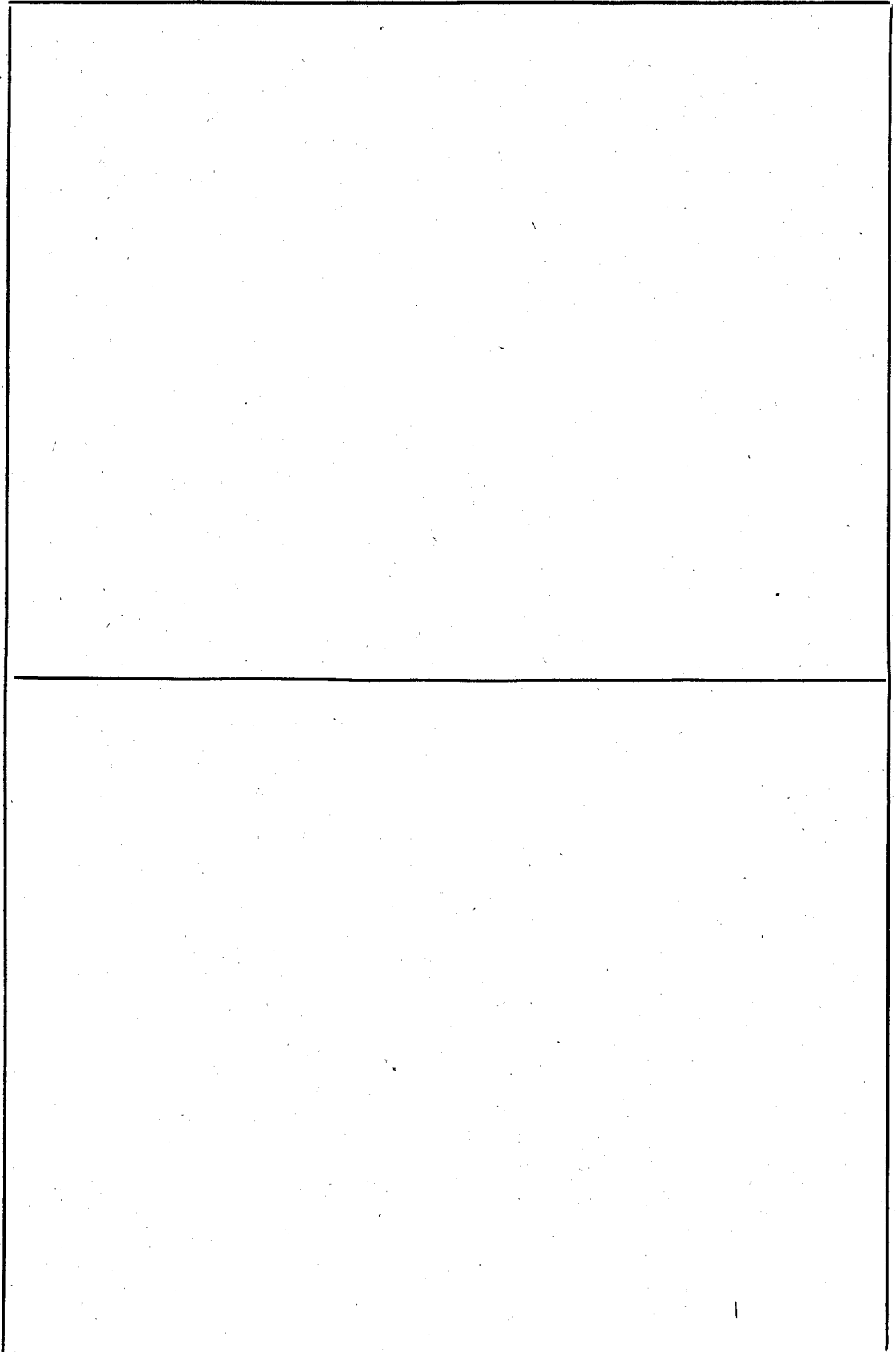
鳥取県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】